

奈良県告示第二百七十一号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第七条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成二十八年一月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

売りさばき場所	所在地	名称	廃止年月日
奈良市登大路町三八 一 奈良県中小企 業会館二階	奈良市登大路町三八 一	一般財団法人奈良 県ビクターズビ ュー	平成二十八年一 月三十一日